

## 外国人研究者入居資格

### ○国際交流会館

1. 本学において研究又は教育に従事する外国人研究者
2. 大学の教員と共同して研究活動に従事する研究者
3. 本学の職員宿舎に入居できない研究者  
(例：①准職員、②時間雇用職員、③短期雇用職員、④外国人研究者等)
4. 出入国管理及び難民認定法別表第一に定める「留学」の在留資格による在籍者でない者
5. 原則として本学における1週間の勤務日が5日とされている者

### ○ユニバーシティ・ハウス片平

1. 共同研究等に参画させるため、本学が招へいし、研究者として期間を定めて雇用される外国人研究者
2. その他管理運営責任者が適当と認める外国人研究者  
※本学の職員宿舎への入居資格を有する方は申請できません。